

在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ ～ 「料飲店等期限付酒類小売業免許」申請のポイント ～

令和2年4月
国 税 庁

料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与します。

1 料飲店等期限付酒類小売業免許の概要

対 象：料飲店等を経営している事業者

申請期限：令和2年6月30日（火）

免許期限：免許日から6か月

販売対象：既存の在庫をはじめ既存の取引先からの仕入れの販売に限る

※ 「料飲店等期限付酒類小売業免許」に登録免許税は課されません。

2 提出書類

※ 郵送やe-Taxによる申請も可能です。

- 申請時に提出が必要な書類
 - ・ 酒類販売業免許申請書
 - ・ 申請書 次葉1（販売場の敷地の状況）
 - ・ 申請書 次葉2（建物等の配置図）
 - ・ 住民票写し（法人については法人の登記事項証明書）
- 免許付与後に提出する書類
 - ・ 申請書 次葉3（事業の概要）
 - ・ 申請書 次葉6（「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書）
 - ・ 酒類販売業免許の免許要件誓約書
 - ・ 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し
 - ・ 地方税（申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。）の納税証明書
 - ・ その他税務署長が必要と認めた書類



様式はこちらから
ダウンロードできます

3 留意事項

- 酒類の仕入れ、販売について帳簿に記帳する義務が課されるほか、販売数量の報告等を行う必要があります。
- 「量り売り」（購入者の希望する酒類を、希望する量だけ販売）や「詰め替え」（あらかじめ別の容器に小分けして販売）をすることができます。
※ 詰め替えを行うためには、一定の手続（届出・表示）が必要です。
- 近隣からインターネットや電話での注文を受けて酒類を宅配することは可能です。しかし、インターネット等を利用して2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として酒類を販売することはできません（別途、通信販売酒類小売業免許を取得する必要があります。）
- 原価割れ販売を禁止する「酒類の公正な取引に関する基準」等を遵守する必要があります。
- 酒類販売管理者を選任等する必要があります。
- 自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件とします。

詳細につきましては、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。酒類指導官は全ての税務署には配置されていないので、配置されている担当税務署を国税庁ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

（ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ お酒に関する情報/ 酒税やお酒の免許についての相談窓口）

